田原本町きれいなまち・みんなのまち条例（素案）に関するパブリックコメント実施結果

実施期間：令和８年１０月６日（火）～令和８年１１月４日（水）

意見提出者数：２名

NO.	パブリックコメント 概要	町の考え方	条例案の修正
1-1	町内全域における計画的な維持管理の推進 道路沿いや河川沿いでは、雑草やつる植物が繁茂し、標識が見えにくくなっている箇所もある。景観や安全面、不法投棄等の防止の観点から、駅周辺など一部の地域だけでなく、町内全域の維持管理状況を把握し、優先順位を定めた計画的な草刈りや清掃、つる植物の除去等を実施してほしい。 寺川沿い及び飛鳥川沿いの桜並木について、桜の木の状態に配慮しながら、つる植物の除去や周辺の草刈りなど、関係機関と連携して適切な維持管理を継続してほしい。	道路沿いや河川沿いを含む生活環境の適切な維持管理は、景観の保全、安全な通行環境の確保及びポイ捨てや不法投棄等の防止にもつながる重要な取組であると認識しています。 道路、河川及びその周辺については、町が管理するもののほか、国、県その他の関係機関や樹木の所有者等が管理するものもあるため、それぞれの管理区分や役割を踏まえ、必要に応じて情報共有や連絡調整を行います。 町が管理する道路や施設等については、現地の状況、安全性、緊急性及び周辺への影響等を踏まえ、適切な維持管理に努めます。	修正なし
1-2	住民参加による美化活動の仕組みづくり 行政や関係機関による維持管理に加え、住民が主体的に参加できる仕組みを設けてほしい。例えば、住民参加型の草抜き・清掃キャンペーンや、川沿いの桜並木を守る美化活動などが考えられます。 また、雑草が繁茂している場所や、つる植物によって標識が見えにくくなっている場所など、維持管理が必要な箇所を住民が町に報告できる仕組みを設けてほしい。	清潔で快適な生活環境を継続的に確保するためには、町による維持管理に加え、町民、事業者及び地域団体の皆様が主体的に美化活動に参加することが重要であると考えています。 条例案第9条では、町民等の生活環境の美化、ごみの減量及び資源循環に対する意識を高め、自発的な活動を推進するため、「みんなのきれいなまちの日」を定めることとしています。今後、この制度を活用しながら、地域における清掃・美化活動への参加や、関係機関・地域団体等との協働による取組を促進していきます。 また、維持管理が必要な箇所に関する町民の皆様からの情報提供については、既存の相談・連絡窓口の活用を含め、必要な情報を把握し、適切な対応に努めます。	修正なし
1-3	美しい環境を維持するための継続的な取組 雑草が伸びてから対応するのではなく、定期的に草刈りや清掃を行うなど、日頃から計画的・継続的な管理を進めてほしい。近隣市町村の維持管理状況も参考にしながら、田原本町においても桜並木の保全や雑草・つる植物の管理を継続してほしい。 また、住民が気軽に参加できる美化活動を継続的に実施することにより、町全体の美化意識を高め、誰もが自慢できる町につなげてほしい。	ご意見のとおり、清潔で快適な生活環境づくりは、禁止規定の周知や違反行為への対応だけで実現するものではなく、日常的な環境の維持管理と、町民、事業者及び町が一体となった継続的な取組が重要であると考えています。 条例案第3条において町が生活環境の美化を図るための施策を実施することを定めるとともに、第4条及び第5条において事業者及び町民等による清掃美化活動への取組を定めています。 本条例の施行後は、ポイ捨て、不法投棄、飼い犬等のふん尿の放置及び路上喫煙への対策に加え、ごみの減量、資源循環及び地域における美化活動の促進を通じて、清潔で快適な生活環境づくりを継続的に推進していきます。	修正なし
2-1	違反者への対応について 第12条では、違反者への対応を「助言又は指導」としているが、指導を無視する者や違反を繰り返す者への対応が明確ではない。口頭指導後の対応、巡回や指導の実施件数の記録・公表、過料等の罰則を設けない理由はなぜか。	本条例における助言・指導は、違反行為を確認した際に、行為者に対して条例の趣旨やルールを周知し、行為の是正を促すことを目的としています。 本条例案では、違反者に対する過料等の罰則は設けず、まずは啓発や助言・指導を基本とすることとしています。これは、町民等への周知及び意識啓発を通じて、自発的なルール遵守を促すことを重視しているためです。 なお、助言・指導を行った場合の記録方法や、違反を繰り返す者への対応については、条例の施行状況や現場の実態を踏まえ、適切な運用方法を検討します。	修正なし

NO.	パブリックコメント 概要	町の考え方	条例案の修正
2-2	子どもが多く通る場所等における重点対策について 通学路や学校周辺について、実態調査を行い、重点対策箇所を定め、学校や地域と連携して周知・啓発を行ってほしい。また、駅周辺など通行人数が多い場所についても、重点的に対策してほしい。	通学路、学校周辺及び駅周辺など、多くの人が通行する場所における歩行喫煙は、火の接触や煙による影響など、安全面及び生活環境の観点から配慮が必要であると認識しています。 本条例案では、第8条により、道路等における歩行喫煙を場所にかかわらず禁止しています。また、第10条では、路上喫煙の禁止を重点的に推進する必要がある地域を、路上喫煙禁止区域として指定できることとしています。 今後、通行量、周辺施設の状況、地域からの意見等を踏まえ、必要に応じて重点的な啓発や路上喫煙禁止区域の指定を検討するとともに、学校、地域及び関係機関と連携した周知・啓発に努めます。	修正なし
2-3	路上喫煙禁止区域の周知について 路上喫煙禁止区域を指定した場合の周知方法が明記されていない。禁止区域の入口や主要箇所への看板設置、地図による公開、外国人にも分かりやすい表示など、周知方法を明確にしてほしい。	路上喫煙禁止区域を指定する場合には、禁止区域であることを対象者が認識できるよう、区域の範囲やルールを分かりやすく周知することが重要であると考えています。 条例案第10条第3項では、禁止区域を指定、変更又は解除した場合に、その旨を告示することとしています。これに加え、禁止区域の指定に当たっては、現地への表示、町ホームページ等による情報提供など、効果的な周知方法を検討します。 表示内容については、町内を訪れるさまざまな方に分かりやすく伝わるよう配慮します。	修正なし
2-4	巡回・指導等の実施体制について 条例の目的を達成するための施策について、誰が巡回し、指導するのかが明確ではない。担当部署、巡回頻度及び住民からの通報への対応など、実施体制を明らかにしてほしい。	条例の施行に当たっては、関係部署が連携し、ポイ捨て、不法投棄、飼い犬等のふん尿の放置及び路上喫煙に関する啓発、現場確認及び必要な助言・指導を行うことを想定しています。 巡回の実施方法や頻度、住民の皆様からの情報提供への対応については、対象となる場所の状況や課題、情報提供の内容等を踏まえ、効率的かつ効果的な実施体制を検討します。	修正なし
2-5	条例の周知・啓発について 町民にルールを守るよう求めているが、条例の周知をどのようにするのか。施行前及び施行後の広報を具体的に計画して進めてほしい。	条例の実効性を確保するためには、施行前から条例の目的、対象となる行為及びルールを分かりやすく周知し、施行後も継続的に啓発することが重要であると考えています。 今後、町広報紙、町ホームページ、SNS等の広報媒体を活用するとともに、必要に応じて、学校、自治会、事業者、地域団体及び関係機関等と連携し、条例の内容について周知・啓発を行います。	修正なし
2-6	条例施行後の検証について 条例を制定した後、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てが実際に減少したかを検証する仕組みが明記されていない。現状との比較のため、施行前に実態調査を行い、実施体制や取組の効果を検証してほしい。	条例の施行後に、取組の効果や課題を把握し、必要に応じて施策を見直すことは重要であると考えています。 本条例案では、検証方法や実態調査の具体的な手法までは定めていませんが、条例の施行前後における路上喫煙やポイ捨てなどの状況、住民からの相談・情報提供の状況、啓発及び助言・指導の実施状況等を把握する方法について検討します。	修正なし